社会福祉法人東海市社会福祉協議会 加木屋デイサービスセンター





T477-0032

東海市加木屋町南鹿持27番地の1

電話 090-2921-0585

FAX 0562-34-7373

介 護 保 険 事 業 所 番 号 2374101307 介護予防通所介護相当番号 23A4100047

こんにちは、加木屋デイサービスセンターです

私たち加木屋デイサービスセンター職員一同は、 「笑顔のあふれるデイサービスセンター」で皆様をお待ちしております。

ぜひ

1日体験・見学会(随時)

をご利用・問合せください。

9時 ごろ お迎え

9時 45分 朝の会の始まりです。

10時 00分 入浴開始です。

12時 00分 昼食です。

13時 45分 集団体操・レクリエーション

15時 00分 おやつの時間

16時 00分 帰宅の時間です。

★ 営業日時 ★

月曜日から土曜日 (年末年始 12月29日から 1月3日までを除く) 午前9時45分から午後4時まで

★ 利用地域 ★

東海市およびその周辺地域を対象にしています。

★ お持ちいただくもの ★

(持ち物には名前の記入をお願いします。)

タオル(2枚)、バスタオル(体を拭くもの)、下着の着替え、

濡れタオルなどを入れる袋(スーパーのビニール袋など)、

紙おむつ・リハビリパンツ必要枚数分、予備の洋服・下着、

室内シューズ(リハビリシューズまたは体育館シューズ)



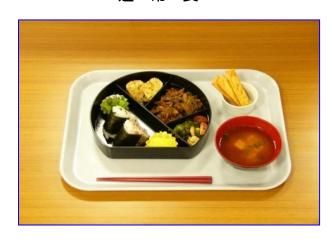


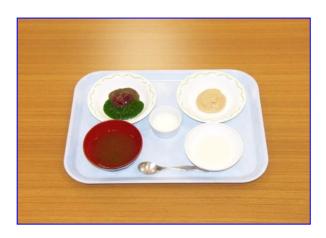
★ 昼食について ★

利用者のみなさまの身体状況に合わせて、管理栄養士がおいしく食事を食べることができるように対応しています。

通常食

特別食(ミキサー食)





上の写真のほか、きざみ食、お粥食にも対応しています。

★ 入浴について ★

大 浴 場



★ 催事 ★

季節の行事(節分・ひな祭り・花見・七夕・秋祭り・クリスマス) 地域ボランティアさんとの交流

保育園・小学校・中学校の皆さんとの交流





保育園との交流



保育園児と野菜収穫

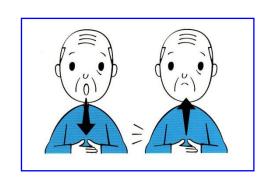
★ 介護予防運動・個別機能訓練 ★



小学生ボランティア



大学生太鼓ボランティア



口腔機能訓練・食前体操 おいしく食事をいただくために 昼食前に実施しています。

★ 利用料金支払い方法 ★

銀行、信用金庫、農協、郵便局に対応しており、ご指定の口座から毎月26日 (休日の場合は翌営業日)引き落としされます。

利用料金表(別表1)

1 通所介護(1日あたり)

介護保険の給付対象となるサービス内容と利用料金

通常規模型通所介護費 所要時間6時間以上7時間未満

		標	標準的な利	昼食代を含む 利用料金/回					
	利用単位数	サービ ス提供 体制強 化加算 (I)イ	中重度 者ケア 体制 加算	入浴	個別機 能訓練 加算 (Ⅱ)	<u>=</u> +	昼食代 (実費)		合計
A /								1割	1,362円
要介護1	572					741		2割	2,113円
								3割	2,864円
要介護2	676					845		1割 2割	1,467円 2,324円
女儿或乙	010					040		3割	3, 181円
							1割	1,573円	
要介護3	780	18	45	50	56	949	610円	2割	2, 535円
								3割	3, 497円
								1割	1,678円
要介護4	884					1,053		2割	2,746円
								3割	3,814円
								1割	1,784円
要介護5	988					1, 157		2割	2, 957円
								3割	4, 130円
	別用者によ	って加算	または減算	算される	5利用単位				
認知症加算						60			
若年性認知症		入加算				60			
栄養改善加算						150			
事業所が送過	2を行わなし	ハ場合()	<u> </u>		▲ 47				

介護人材を確保し、適切なサービス保つための介護職員処遇改善加算(I)5.9%を上記の利用単位数に加算します。

(注)

- 1 要介護状態区分等に応じたサービス利用料金およびご利用されたサービスの利用 料金は介護保険負担割合証記載の割合でご負担していただきます。
- 2 1月あたりの利用料金請求額は、1日あたりの利用単位数合計に回数を乗じて得た額に10.14(地域区分:東海市) を乗じて得た額の1円未満を切り捨てして得た額を基にご利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額を請求させていただきます。(昼食代を除く。)
- 3 利用料金が支給限度額を超える場合、超えた部分については利用料金全額が自己 負担になります。なお、自己負担額の合計額が一定額を超えたときは、申請により超 えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。
- 4 昼食代以外の値は、すべて単位数で表示させています。
- 5 栄養改善加算は、実施された場合に徴収となります。(月2回 原則3ヶ月)

2 短時間利用

ご利用者の都合で利用から5時間未満で途中帰宅される場合は、以下の利用料金表に基づいた料金をいただきます。利用者によって加算または減算される利用単位数も含みます。

(1) 通常規模型通所介護費 所要時間5時間以上6時間未満

		槙	票準的な利用	昼食代を含む 利用料金/回					
	利用単位数	サース 大提 大規 体 が (I)	中重度 者ケア 体制 加算	入浴	個別機 能訓練 加算 (I)	dž	昼食代 (実 費)		合計 立に 10.14(地域 E乗じて得た額
								1割	1,348円
要介護1	558					727		2割	2,085円
								3割	2,822円
								1割	1,451円
要介護2	660					829		2割	2, 292円
								3割	3,132円
								1割	1,553円
要介護3	761	18	45	50	56	930	610円	2割	2, 496円
								3割	3,439円
								1割	1,657円
要介護4	863					1, 032		2割	2,703円
								3割	3,750円
								1割	1,759円
要介護5	964					1, 133		2割	2,908円
								3割	4,057円

(2) 通常規模型通所介護費 所要時間4時間以上5時間未満

		槙	標準的な利用	昼食代を含む 利用料金/回						
	利 用 単位数	サービ ス提供 体制強 化加算 (I)イ	中重度 者ケア 体制 加算	入浴	個別機 能訓練 加算 (Ⅱ)	dž	昼食代 (実 費)		合計 立に 10.14(地域 E乗じて得た額	
								1割	1, 167円	
要介護1	380					549		2割	1,724円	
								3割	2, 280円	
								1割	1,224円	
要介護2	436					605		2割	1,837円	
								3割	2, 451円	
								1割	1,282円	
要介護3	493	18	45	50	56	662	610円	2割	1,953円	
								3割	2,624円	
									1割	1,337円
要介護4	548					717		2割	2,064円	
								3割	2, 791円	
								1割	1,395円	
要介護5	605					774		2割	2, 180円	
								3割	2,965円	

(3) 通常規模型通所介護費 所要時間3時間以上4時間未満

		槙	標準的な利用	昼食代を含む 利用料金/回					
	利用単位数	サース提供 ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は が に に に に に に に に に に に に に	中重度 者ケア 体制 加算	入浴	個別機 能訓練 加算 (Ⅱ)	#	昼食代 (実 費)		合計 近に 10.14(地域 乗じて得た額
								1割	1, 149円
要介護1	362					531		2割	1,687円
								3割	2, 226円
								1割	1,203円
要介護2	415					584		2割	1,795円
								3割	2,387円
								1割	1,258円
要介護3	470	18	45	50	56	639	610円	2割	1,906円
								3割	2,554円
								1割	1,311円
要介護4	522					691		2割	2,012円
								3割	2,712円
								1割	1,366円
要介護5	576					745		2割	2, 121円
								3割	2,877円

ご利用者の都合で利用から3時間未満で途中帰宅される場合は、この料金表の利用単位数の70%をいただきます。

なお、入浴、個別機能訓練を行った場合、その加算は含めさせていただきます。

利用料金表(別表2)

1 第1号通所事業(1月あたり)

			標準的な	利用単位数	数/月	利用料金			
		利用単位数	サービス 提供体制 強化加算 (I)イ	運動器機能向上加算	事業所評価加算	計	第1号通所事業利用料金/月額		昼食代 (実費)
西本授 1		1,647	72			2,064	1割 2割	2,093円 4,186円	-
22	要支援1						3割	6,279円	
						3,866	1割	3,921円	
要支	5援2	3,377	144				2割	7,841円	
							3割	11,761円	+ 610
	週1回 程度利用	1,647	72	225	120	2,064	1割	2,093円	円 ×回数
							2割	4, 186円	
事業	1112/111						3割	6,279円	
尹朱 対象者	週2回		144			3,866	1割	3,921円	
7326		3,377					2割	7,841円	
	程度利用	0,011	1			0,000	3割	11, 761	
利用者によって加算される利用単位									
栄養改善加算									
若年性認定	若年性認知症利用者受入加算								

介護人材を確保し、適切なサービス保つための介護職員処遇改善加算(I)5.9%を 上記の利用単位数に加算します。

- 注1:1月あたりの利用料金請求額は、1日あたりの利用単位数合計に回数を乗じて得た額に10.14(地域区分:東海市) を乗じて得た額の1円未満を切り捨てして得た額を基にご利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額を請求させていただきます。(昼食代を除く。)2:昼食代以外の値は、すべて単位数で表示しています。
- 3:栄養改善加算は、実施された場合に徴収します。
- 4: 若年性認知症利用者受入加算は、40歳から64歳の認知症利用者が対象です。 本サービスの利用料金は、月額制とします。ただし、以下の場合は、日割り計算で請求します。
 - (a) 月途中に契約し、利用を開始した場合。
 - (b) 月途中に要介護状態区分等に変更があった場合。
 - (c) 月途中に転居等により他の通所介護事業所を利用した場合。
 - (d) 月途中にショートステイ(短期入所)を利用した場合。
 - (e) 当該月に利用し、月途中で契約を解除した場合。
 - (f) 月途中に特定施設(有料老人ホーム等)を入所した場合。
- 5:第1号通所事業のご利用者は、途中で帰宅されても月額利用料以外の負担はありません。ただし、昼食を食べた場合は610円。事前に連絡なく昼食を食べなかった場合はキャンセル料600円をいただきます。

★ 加木屋デイサービスセンターまでの地図 ★

